

# おくやみハンドブック

～ご遺族のための手続ガイド～

このたびの大切な方のご不幸を謹んでお悔やみ申し上げます。

ご遺族におかれましては、今後、市役所や関係機関において様々な手続が必要となります。

このハンドブックでは、主に市役所での手続についてご案内するとともに、必要となる手続を少しでも負担なく行っていただけるよう作成いたしました。

お手続に少しでもお役立ていただければ幸いです。

※お問合せおよび手続につきましては、  
記載の担当課・窓口へご確認ください。

函館市

令和5年11月

# 目次

1 手続きの際に主に必要となるもの	……	1 ページ
2 市役所での手続一覧（チェックリスト）	……	2 ページ
3 市役所での手続	……	4 ページ
4 市役所以外での主な手続一覧	……	18 ページ
5 本庁舎案内図（1階・2階）	……	19 ページ
6 各課のお問合せ先	……	20 ページ
7 住民票，戸籍謄本等の請求について	……	22 ページ

## 手続の際に主に必要となるもの

※手続ごとに必要となるものが異なりますので、詳細は各ページをご確認ください。

«手続に来られる方（ご遺族・ご親族等）のもの»

本人確認書類

（例）

顔写真付きのもの … マイナンバーカード，運転免許証，パスポート，身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳，在留カード，特別永住者証明書，住民基本台帳カード等

顔写真のないもの … 健康保険証，年金手帳，基礎年金番号通知書，児童扶養手当証書，特別児童扶養手当証書，生活保護受給者証，年金証書等

預貯金通帳やキャッシュカード等の口座番号確認書類

印鑑

委任状（代理人が手続をする場合）

«亡くなられた方のもの»

国民健康保険，後期高齢者医療，介護保険等の被保険者証

各種受給者証，身体障害者手帳，療育手帳等

死亡診断書の写し

年金証書

※火葬がお済みの場合は、すでに死亡届は提出されています。

## 市役所での手続一覧（チェックリスト）

区分	亡くなられた方は	必要な手続	参照ページ
国民年金	<input type="checkbox"/> 年金（遺族基礎年金，障害基礎年金，寡婦年金のみ）を受給していた	未支給年金の請求・受給権者死亡届	4
	<input type="checkbox"/> 国民年金に加入し，一定以上の保険料を納めていた	遺族基礎年金・死亡一時金・寡婦年金の請求	4
	<input type="checkbox"/> 厚生年金・共済組合に加入し，20歳以上60歳未満の被扶養配偶者がいた	国民年金加入の手続	5
国民健康保険	<input type="checkbox"/> 国民健康保険に加入しており，葬祭費を申請したい	葬祭費の支給申請	5
	<input type="checkbox"/> 亡くなられた後に生じた給付費の受け取りや国民健康保険料の還付がある	相続人代表者の申請	5
	<input type="checkbox"/> 国民健康保険に加入していた	国民健康保険の資格喪失	6
	<input type="checkbox"/> 職場の健康保険に加入し，家族を扶養していた	家族の国民健康保険加入の手続	6
	<input type="checkbox"/> 世帯主で，同じ世帯に国民健康保険に加入している方がいる	国民健康保険の世帯主変更	6
	<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証（または限度額適用認定証，限度額適用・標準負担額減額認定証，特定疾病療養受療証）を持っていた	各種証の返還	7
	<input type="checkbox"/> 国民健康保険料の口座振替を行っていたが新たな世帯主が口座振替を希望する <input type="checkbox"/> 亡くなられた方名義の口座から他の方の国民健康保険料を振り替えていた	保険料口座振替の手続（新規・変更）	7
<input type="checkbox"/> 国民健康保険料を納付していた	保険料の納付	7	
後期高齢者医療制度	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療制度に加入しており，葬祭費を申請したい	葬祭費の支給申請	8
	<input type="checkbox"/> 亡くなられた後に生じた給付費の受け取りや後期高齢者医療保険料の還付がある	相続人代表者の申請	8
	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証（または限度額適用認定証，限度額適用・標準負担額減額認定証，特定疾病療養受療証）を持っていた	各種証の返還	8
	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方名義の口座から他の方の後期高齢者医療保険料を振り替えていた	保険料口座振替の手続（変更）	9
	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険料を納付していた	保険料の納付	9
介護保険	<input type="checkbox"/> 介護保険サービスの自己負担額が一定の上限をこえる場合	高額介護サービス費の支給申請	9
	<input type="checkbox"/> 亡くなられた後に生じた介護保険料の還付がある	相続人代表者の申請	10
	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方名義の口座から他の方の介護保険料を振り替えていた	保険料口座振替の手続（変更）	10
	<input type="checkbox"/> 介護保険料の納付が済んでない	保険料の納付	10
	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証（または負担割合証，負担限度額認定証，社会福祉法人利用者負担軽減確認証）を持っていた	各種証の返還	11
高齢者福祉	<input type="checkbox"/> 緊急通報システムを利用していた	緊急通報システム端末機の撤去	11
	<input type="checkbox"/> 家族介護用品給付事業を利用していた	家族介護用品給付事業 利用券の返却	11

区分	亡くなられた方は	必要な手続	参照ページ
障がい者福祉	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳を持っていた	身体障害者手帳の返還	12
	<input type="checkbox"/> 療育手帳を持っていた	療育手帳の返還	12
	<input type="checkbox"/> 特別障害者手当等を受給していた	特別障害者手当等の受給者死亡届	12
	<input type="checkbox"/> 重度心身障害者（児）医療費助成を受給していた	重度心身障害者（児）医療費助成の資格喪失の届出	12
	<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳を持っていた	精神障害者保健福祉手帳の返還	13
戸籍 住民票 本・	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード、通知カード、住民基本台帳カードを持っていた	マイナンバーカード・通知カード・住民基本台帳カードの返納	13
	<input type="checkbox"/> 各種手続で住民票・戸籍謄本等が必要になった	住民票・戸籍謄本等の請求	13
子ども	<input type="checkbox"/> 保育所、認定こども園、幼稚園を利用していた	保育施設等の退所届出書の提出	14
	<input type="checkbox"/> 子ども医療費助成を受給していた	子ども医療費助成の資格喪失	14
	<input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病医療受給者証を持っていた	小児慢性特定疾病医療受給者証の返納	14
子どもの 保護者	<input type="checkbox"/> 子どもが保育所、認定こども園、幼稚園を利用している	世帯状況の変更に関する届出	14
	<input type="checkbox"/> 子ども医療費助成またはひとり親家庭等医療費助成を受給している	子ども医療費助成およびひとり親家庭等医療費助成の変更手続	15
子どもおよび 保護者	<input type="checkbox"/> 児童手当を受給していた	児童手当の届出等	15
	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当を受給していた	児童扶養手当の届出等	15
	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費助成を受給していた	ひとり親家庭等医療費助成の資格喪失	16
市税	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方名義の口座から市税を振り替えていた	市税口座振替の手続（変更・廃止）	16
	<input type="checkbox"/> 原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を持っていた	原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車の名義変更	16
	<input type="checkbox"/> 原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を持っていた	原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車の廃車	16
相続	<input type="checkbox"/> 相続等について相談したい	相続等に関する専門家の相談（市民特別相談）	17
空き家	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住んでいた家が空き家となる	空き家に関する相談	17
お墓	<input type="checkbox"/> 市営墓地（墓園）等に納骨したい	お墓に関すること	17
水道下	<input type="checkbox"/> 上下水道の契約者だった	水道の契約（水道料金および下水道使用料）に関すること	17

# 市役所での手続

区分	手続	主な手続と概要	担当課等
国民年金	<input type="checkbox"/>	<p><b>未支給年金の請求・受給権者死亡届</b></p> <p>亡くなられた方が年金（遺族基礎年金，障害基礎年金，寡婦年金のみ）を受給していた場合は，未支給の年金を請求するための手続が必要です。</p> <p>※厚生年金等を受給していた場合は，年金事務所での相談および手続が必要です。予約の上，ご利用ください。</p> <p>【必要な持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>年金証書（亡くなられた方のもの）</li> <li><input type="checkbox"/>死亡した事実が確認できる書類（死亡診断書の写し等）</li> <li><input type="checkbox"/>戸籍謄本（亡くなられた方と請求者の関係が分かるもの）</li> <li><input type="checkbox"/>口座確認書類（請求される方のもの（預金通帳等））</li> <li><input type="checkbox"/>生計同一関係に関する申立書（別住所の場合）／所定の様式あり</li> <li><input type="checkbox"/>本人確認書類（窓口に来られる方のもの（免許証等顔写真付きの場合は1つ，キャッシュカード等顔写真がない場合は2つ以上の提示が必要です））</li> </ul> <p>※請求される方の状況によって必要な書類が異なる場合がありますので，事前に担当課へお問合せください。</p>	<p>市役所 1階 2番窓口 国保年金課年金担当 (21-3159) または各支所 (21ページ参照)</p> <p>※厚生年金（老齢厚生年金，遺族厚生年金，障害厚生年金）を受給していた場合は，函館年金事務所へお問合せください。31-9086（音声案内1→2） また，各種共済年金を受給していた場合は，各共済組合へお問合せください。</p>
	<input type="checkbox"/>	<p><b>遺族基礎年金・死亡一時金・寡婦年金の請求</b></p> <p>亡くなられた方が国民年金に加入し，一定以上の保険料を納めていた場合は，遺族基礎年金，死亡一時金，寡婦年金のいずれかを請求するための手続が必要です。</p> <p>※厚生年金等を受給していた場合は，年金事務所での相談および手続が必要です。予約の上，ご利用ください。</p> <p>【必要な持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>年金手帳（亡くなられた方のもの）</li> <li><input type="checkbox"/>死亡した事実が確認できる書類（死亡診断書の写し等）</li> <li><input type="checkbox"/>戸籍謄本（亡くなられた方と請求者の関係が分かるもの）</li> <li><input type="checkbox"/>口座確認書類（請求される方のもの（預金通帳等））</li> <li><input type="checkbox"/>生計同一関係に関する申立書（別住所の場合）／所定の様式あり</li> <li><input type="checkbox"/>本人確認書類（窓口に来られる方のもの（免許証等顔写真付きの場合は1つ，キャッシュカード等顔写真がない場合は2つ以上の提示が必要です））</li> </ul> <p>※請求される方の状況によって必要な書類が異なる場合がありますので，事前に担当課へお問合せください。</p>	<p>市役所 1階 2番窓口 国保年金課年金担当 (21-3159) または各支所 (21ページ参照)</p> <p>※遺族厚生年金を受給する場合は，函館年金事務所へお問合せください。31-9086（音声案内1→2） また，遺族共済年金を受給する場合は，各共済組合へお問合せください。</p>

区分	手続	主な手続と概要	担当課等
国民年金	□	<p><b>国民年金加入の手続</b></p> <p>亡くなられた方が厚生年金・共済組合に加入し、20歳以上60歳未満の被扶養配偶者がいた場合は、国民年金（第1号被保険者）に加入するための手続が必要です。</p> <p>【必要な持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□資格喪失証明書等</li> <li>□本人確認書類（窓口に来られる方のもの（免許証等顔写真付きの場合は1つ、キャッシュカード等顔写真がない場合は2つ以上の提示が必要です））</li> </ul>	<p>市役所1階2番窓口 国保年金課年金担当 （21-3159） または各支所 （21ページ参照）</p>
	国民健康保険	□	<p><b>葬祭費の支給申請</b></p> <p>亡くなられた方が国民健康保険に加入していた場合は、申請により、葬祭を行った方に葬祭費を支給します。</p> <p>【必要な持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□葬祭を行った方が確認できるもの（会葬礼状、葬儀費用の領収証、新聞の死亡広告またはお悔やみ欄、死亡届の写し、埋火葬許可証等の亡くなられた方と葬祭を行った方両方の氏名が記載されているもの）</li> <li>□口座確認書類（葬祭を行った方のもの（預金通帳等））</li> </ul>
		□	<p><b>相続人代表者の申請</b></p> <p>国民健康保険に加入していた方が亡くなられた後に生じた給付費の受け取りや、保険料の還付がある場合は、相続人代表者の手続が必要です。</p> <p>【必要な持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□国民健康保険被保険者証（亡くなられた方のもの）</li> <li>□相続人代表者であることが分かる書類（相続人代表者および委任者全員の記載がある戸籍謄本等）</li> <li>□口座確認書類（相続人代表者のもの（預金通帳等））</li> <li>□印鑑（相続人代表者のもの）</li> </ul> <p>※申請される方の状況によっては必要な書類が異なる場合がありますので、事前に担当課へお問合せください。</p>

区分	手続	主な手続と概要	担当課等
国民健康保険	□	<p><b>国民健康保険の資格喪失</b></p> <p>亡くなられた方が国民健康保険に加入していた場合は、国民健康保険の資格喪失手続が必要です。</p> <p>【必要な持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□国民健康保険被保険者証（亡くなられた方のもの）</li> <li>□死亡した事実が確認できる書類（死亡診断書の写し等）</li> </ul>	市役所 1階 4番窓口 国保年金課資格担当 (21-3150) または各支所 (21ページ参照)
	□	<p><b>家族の国民健康保険加入の手続</b></p> <p>職場の健康保険に加入していた方が亡くなられ、その扶養家族が国民健康保険に加入する場合は、手続が必要です。</p> <p>【必要な持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□健康保険資格喪失証明書</li> <li>□本人確認書類（窓口に来られる方のもの（免許証等顔写真付きの場合は1つ、キャッシュカード等顔写真がない場合は2つ以上の提示が必要です））</li> </ul>	
	□	<p><b>国民健康保険の世帯主変更</b></p> <p>亡くなられた方が国民健康保険に加入していた世帯主の場合は、国民健康保険の世帯主の変更手続が必要です。</p> <p>【必要な持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□国民健康保険被保険者証（世帯全員分）</li> <li>□死亡した事実が確認できる書類（死亡診断書の写し等）</li> <li>□本人確認書類（窓口に来られる方のもの（免許証等顔写真付きの場合は1つ、キャッシュカード等顔写真がない場合は2つ以上の提示が必要です））</li> </ul>	



区分	手続	主な手続と概要	担当課等
国民健康保険	<input type="checkbox"/> 各種証の返還	<p>亡くなられた方が国民健康保険に加入していた場合は、国民健康保険の被保険者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証の返還が必要です。</p> <p>【必要な持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証（亡くなられた方のもの）</li> <li><input type="checkbox"/> 限度額適用認定証（認定を受けている方のもの）</li> <li><input type="checkbox"/> 限度額適用・標準負担額減額認定証（認定を受けている方のもの）</li> <li><input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証（認定を受けている方のもの）</li> </ul>	市役所 1 階 4 番窓口 国保年金課資格担当 （21-3150） 給付担当 （21-3145） または各支所 （21 ページ参照）
	<input type="checkbox"/> 保険料口座振替の手続（新規・変更）	<p>国民健康保険料の口座振替を行っていた世帯主の方が亡くなり、世帯主の変更により新たに世帯主になった方が口座振替を希望する場合は、新たに口座振替の手続が必要です。</p> <p>また、亡くなられた方名義の口座から、他の方の国民健康保険料の振替を行っていた場合は、振替口座の変更が必要です。</p> <p>※キャッシュカードのみで口座変更の手続ができる「ペイジー口座振替受付サービス」も行っております。取扱金融機関はお問合せください。</p> <p>【必要な持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証（国民健康保険料の口座振替を希望する方のもの）</li> <li><input type="checkbox"/> 登録する金融機関の預金通帳と届出印</li> <li><input type="checkbox"/> 登録する金融機関のキャッシュカード（ペイジー口座振替受付サービスを利用の場合）</li> </ul>	市役所 1 階 5 番窓口 国保年金課収納担当 （21-3154） または各支所 （21 ページ参照）
	<input type="checkbox"/> 保険料の納付	<p>国民健康保険料を納付していた方が年度の途中で亡くなられた場合は、保険料が変更になりますので、資格喪失手続をされた翌月に「保険料決定（変更）通知書」をお送りします。</p> <p>変更後の保険料に未納がある場合は、納付が必要です。</p> <p>※保険料が還付となる場合は、資格喪失手続をされた翌月に、還付手続に関する通知をお送りします。</p> <p>【必要な持ち物】 特にありません。</p>	

区分	手続	主な手続と概要	担当課等
後期高齢者医療制度	□	<p><b>葬祭費の支給申請</b></p> <p>亡くなられた方が後期高齢者医療制度に加入していた場合は、申請により、葬祭を行った方に葬祭費を支給します。</p> <p>【必要な持ち物】</p> <p>□葬祭を行った方が確認できるもの（会葬礼状、葬儀費用の領収証、新聞の死亡広告またはお悔やみ欄、死亡届の写し、埋火葬許可証等）</p> <p>□口座確認書類（葬祭を行った方のもの（預金通帳等））</p>	
	□	<p><b>相続人代表者の申請</b></p> <p>後期高齢者医療制度に加入していた方が亡くなられた後に生じた給付費の受け取りや、保険料の還付がある場合は、相続人代表者の手続が必要です。</p> <p>【必要な持ち物】</p> <p>□後期高齢者医療被保険者証（亡くなられた方のもの）</p> <p>□相続人代表者であることが分かる書類（戸籍謄本等）</p> <p>□口座確認書類（相続人代表者のもの（預金通帳等））</p> <p>□印鑑（相続人代表者のもの）</p> <p>※申請される方の状況によって必要な書類が異なる場合がありますので、事前に担当課へお問合せください。</p>	
	□	<p><b>各種証の返還</b></p> <p>亡くなられた方が後期高齢者医療制度に加入していた場合は、後期高齢者医療制度の被保険者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証の返還が必要です。</p> <p>【必要な持ち物】</p> <p>□後期高齢者医療被保険者証（亡くなられた方のもの）</p> <p>□限度額適用認定証（認定を受けている方のもの）</p> <p>□限度額適用・標準負担額減額認定証（認定を受けている方のもの）</p> <p>□特定疾病療養受療証（認定を受けている方のもの）</p>	

市役所 1 階 3 番窓口  
 国保年金課高齢者医療担当  
 （21-3184）  
 または各支所  
 （21ページ参照）

区分	手続	主な手続と概要	担当課等
後期高齢者医療制度	<input type="checkbox"/>	<p><b>保険料口座振替の手続（変更）</b></p> <p>亡くなられた方名義の口座から，他の方の後期高齢者医療保険料の振替を行っていた場合は，振替口座の変更が必要です。</p> <p>※キャッシュカードのみで口座変更の手続ができる「ペイジー口座振替受付サービス」も行っております。取扱金融機関はお問合せください。</p> <p>【必要な持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>後期高齢者医療被保険者証（後期高齢者医療保険料の振替口座を変更する方のもの）</li> <li><input type="checkbox"/>登録する金融機関の預金通帳と届出印</li> <li><input type="checkbox"/>登録する金融機関のキャッシュカード（ペイジー口座振替受付サービスを利用の場合）</li> </ul>	<p>市役所 1 階 3 番窓口 国保年金課高齢者医療担当 (21-3185) または各支所 (21ページ参照)</p>
	<input type="checkbox"/>	<p><b>保険料の納付</b></p> <p>後期高齢者医療制度に加入していた方が年度の途中で亡くなられた場合は，保険料が変更になりますので，亡くなられた翌月以降に「保険料額変更決定通知書」をお送りします。</p> <p>変更後の保険料に未納がある場合は，納付が必要です。</p> <p>※保険料が還付となる場合は，「保険料額変更決定通知書」に還付手続に関する通知を同封し，お送りします。</p> <p>【必要な持ち物】 特にありません。</p>	
介護保険	<input type="checkbox"/>	<p><b>高額介護サービス費の支給申請</b></p> <p>亡くなられた方の介護保険サービスの自己負担額が一定の上限を超える場合は，高額介護サービス費を相続人の方に支給します。</p> <p>【必要な持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>介護保険被保険者証（亡くなられた方のもの）</li> <li><input type="checkbox"/>相続人代表者であることが分かる書類（戸籍謄本が必要とすることがあります）</li> <li><input type="checkbox"/>口座確認書類（相続人代表者のもの（預金通帳等））</li> <li><input type="checkbox"/>印鑑（相続人代表者のもの）</li> </ul> <p>※申請される方の状況によって必要な書類が異なりますので，詳しくは担当課へお問合せください。</p>	<p>市役所 2 階 5 番窓口 介護保険課介護サービス担当 (21-3023) または各支所 (21ページ参照)</p>

区分	手続	主な手続と概要	担当課等
介護保険	<input type="checkbox"/>	<p><b>相続人代表者の申請</b></p> <p>介護保険制度に加入していた方が亡くなられた後に保険料の還付がある場合は、相続人代表者の手続が必要です。</p> <p>【必要な持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>介護保険被保険者証（亡くなられた方のもの）</li> <li><input type="checkbox"/>口座確認書類（相続人代表者のもの（預金通帳等））</li> <li><input type="checkbox"/>印鑑（相続人代表者のもの）</li> </ul> <p>※申請される方の状況によって必要な書類が異なりますので、詳しくは担当課へお問合せください。</p>	
	<input type="checkbox"/>	<p><b>保険料口座振替の手続（変更）</b></p> <p>亡くなられた方名義の口座から、他の方の介護保険料の振替を行っていた場合は、振替口座の変更が必要です。</p> <p>※キャッシュカードのみで口座変更の手続ができる「ペイジー口座振替受付サービス」も行っております。取扱金融機関はお問合せください。</p> <p>【必要な持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>介護保険被保険者証（介護保険料の口座振替を希望する方のもの）</li> <li><input type="checkbox"/>登録する金融機関の預金通帳と届出印</li> <li><input type="checkbox"/>登録する金融機関のキャッシュカード（ペイジー口座振替受付サービスを利用の場合）</li> </ul>	
	<input type="checkbox"/>	<p><b>保険料の納付</b></p> <p>介護保険制度に加入していた方が年度の途中で亡くなられた場合は、保険料が変更になりますので、亡くなられた月の翌月以降に「保険料更正通知書」をお送りします。</p> <p>変更後の保険料に未納がある場合は、納付が必要です。</p> <p>※保険料が還付となる場合は、後日、還付手続に関する通知をお送りします。</p> <p>【必要な持ち物】 特にありません。</p>	

市役所 2階 5番窓口  
 介護保険課 介護保険料担当  
 (21-3033)  
 または各支所  
 (21ページ参照)

区分	手続	主な手続と概要	担当課等
介護保険	□	<p><b>各種証の返還</b></p> <p>介護保険制度に加入していた方が亡くなられた場合は、介護保険制度の被保険者証，負担割合証，負担限度額認定証，社会福祉法人利用者負担軽減確認証の返還が必要です。</p> <p>【必要な持ち物】</p> <p>□介護保険被保険者証（亡くなられた方のもの）</p> <p>□介護保険負担割合証（認定を受けている方のもの）</p> <p>□介護保険負担限度額認定証（認定を受けている方のもの）</p> <p>□社会福祉法人利用者負担軽減確認証（認定を受けている方のもの）</p>	<p>市役所 2 階 5 番窓口 介護保険課介護保険料担当 (21-3033) 介護保険課介護サービス担当 (21-3023) または各支所 (21ページ参照)</p>
	高齢者福祉	□	<p><b>緊急通報システム端末機の撤去</b></p> <p>亡くなられた方が市役所や消防に簡単に通報できる緊急通報システムを利用していた場合は、お貸ししている機器の返却が必要となります。返却にあたり撤去作業の立会が必要です。</p> <p>【必要な持ち物】 特にありません。</p>
		□	<p><b>家族介護用品給付事業 利用券の返却</b></p> <p>亡くなられた方が家族介護用品給付事業を利用していた場合は、廃止届の手続が必要です。</p> <p>【必要な持ち物】</p> <p>□家族介護用品給付事業 利用券</p>

区分	手続	主な手続と概要	担当課等
障がい者福祉	<input type="checkbox"/>	<b>身体障害者手帳の返還</b>  亡くなられた方が身体障害者手帳を所持していた場合は、返還の手続が必要です。  【必要な持ち物】 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳	市役所 1 階 1 番窓口 障がい保健福祉課 公費医療等担当 (21-3264) または各支所 (21ページ参照)
	<input type="checkbox"/>	<b>療育手帳の返還</b>  亡くなられた方が療育手帳を所持していた場合は、返還の手続が必要です。  【必要な持ち物】 <input type="checkbox"/> 療育手帳	
	<input type="checkbox"/>	<b>特別障害者手当等の受給者死亡届</b>  亡くなられた方が特別障害者手当等を受給していた場合は、受給者死亡届の手続が必要です。  【必要な持ち物】 担当課へお問合せください。	市役所 1 階 1 番窓口 障がい保健福祉課相談支援・精神保健担当 (21-3302) または各支所 (21ページ参照)
	<input type="checkbox"/>	<b>重度心身障害者（児）医療費助成の資格喪失の届出</b>  亡くなられた方が重度心身障害者（児）医療費助成を受給されていた場合は、資格喪失の手続が必要です。  【必要な持ち物】 <input type="checkbox"/> 重度心身障害者医療費受給者証	市役所 1 階 1 番窓口 障がい保健福祉課 公費医療等担当 (21-3187) または各支所 (21ページ参照)

区分	手続	主な手続と概要	担当課等
障がい者福祉	□	<p><b>精神障害者保健福祉手帳の返還</b></p> <p>亡くなられた方が精神障害者保健福祉手帳を所持していた場合は、返還の手続が必要です。</p> <p>【必要な持ち物】</p> <p>□精神障害者保健福祉手帳</p>	<p>市役所 1階 1番窓口 障がい保健福祉課相談支援・精神保健担当 (21-3077)</p> <p>または</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・亀田福祉課</li> <li>・戸井, 恵山, 榎法華, 南茅部の各支所 (21ページ参照)</li> </ul> <p>※湯川福祉課, 銭亀沢支所では受け付けておりません。</p>
	住民票・戸籍謄本	□	<p><b>マイナンバーカード・通知カード・住民基本台帳カードの返納</b></p> <p>各種行政サービスで亡くなられた方のマイナンバーを使用する場合がありますので、全ての手続が終了するまで保管してください。</p> <p>なお、不要になったマイナンバーカード等は、窓口にて返納していただくことが可能です。</p> <p>※亡くなられた方のマイナンバーを住民票の除票等で確認することはできません。</p> <p>【必要な持ち物】</p> <p>□マイナンバーカード, 通知カード, 住民基本台帳カード</p>
住民票・戸籍謄本		□	<p><b>住民票・戸籍謄本等の請求</b></p> <p>通常, 火葬した日から約一週間後に取得できますが, 連休や本籍地が函館市以外の場合はさらに日数がかかる場合がありますので, お問い合わせください。</p> <p>【必要な持ち物】</p> <p>□本人確認書類 (窓口に来られる方のもの (22ページ参照))</p>

区分	手続	主な手続と概要	担当課等
子ども	<input type="checkbox"/>	<p><b>保育施設等の退所届出書の提出</b></p> <p>保育所・認定こども園・幼稚園を利用するお子さまが亡くなった場合は、保育施設等の退所届出書の提出が必要です。</p> <p>利用している施設を通じて提出してください。（退所届出書は各施設にあります）</p> <p>【必要な持ち物】 担当課へお問合せください。</p>	<p>市役所 1階 子どもサービス課認定・入退所担当 (21-3270) または利用している保育所等</p>
	<input type="checkbox"/>	<p><b>子ども医療費助成の資格喪失</b></p> <p>子ども医療費助成の受給者（子）が亡くなった場合は、資格喪失の手続が必要です。</p> <p>【必要な持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>子ども医療費受給者証</li> <li><input type="checkbox"/>本人確認書類（窓口に来られる方のもの（健康保険被保険者証等1点））</li> <li><input type="checkbox"/>印鑑（窓口に来られる方のもの）</li> </ul>	<p>市役所 2階 3番窓口 子育て支援課医療助成担当 (21-3181) または各支所 (21ページ参照)</p>
	<input type="checkbox"/>	<p><b>小児慢性特定疾病医療受給者証の返納</b></p> <p>亡くなった方が小児慢性特定疾病医療受給者証を所持していた場合は、返納の手続が必要です。</p> <p>【必要な持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>小児慢性特定疾病医療受給者証</li> </ul>	<p>総合保健センター 1階 母子保健課 (32-1533)</p>
子どもの保護者	<input type="checkbox"/>	<p><b>世帯状況の変更に関する届出</b></p> <p>保育所・認定こども園・幼稚園を利用するお子さまの保護者や同居していた方が亡くなった場合は、世帯状況の変更に関する届出が必要です。</p> <p>利用している施設を通じて提出してください。（届出書は各施設にあります）</p> <p>【必要な持ち物】 担当課へお問合せください。</p>	<p>市役所 1階 子どもサービス課認定・入退所担当 (21-3270) または利用している保育所等</p>



区分	手続	主な手続と概要	担当課等
子どもの保護者	□	<p><b>子ども医療費助成およびひとり親家庭等医療費助成の変更手続</b></p> <p>子ども医療費助成の受給者の保護者またはひとり親家庭等医療費助成の受給者（ひとり親家庭の母または父）が亡くなられた場合は、登録内容変更の手続が必要です。</p> <p>【必要な持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□子ども医療費受給者証・ひとり親家庭等医療費受給者証</li> <li>□本人確認書類（窓口に来られる方のもの）</li> <li>□印鑑（窓口に来られる方のもの）</li> </ul> <p>※この他にも必要となる場合があります。事前に担当課へお問合せください。</p>	<p>市役所 2階 3番窓口 子育て支援課医療助成担当 (21-3181) または各支所 (21ページ参照)</p>
	子どもおよび保護者	□	<p><b>児童手当の届出等</b></p> <p>児童手当の受給者（子の親等）が亡くなられた場合は、新たな受給者での認定請求等の手続が必要です。また、対象のお子さまが亡くなられた場合は届出が必要です。</p> <p>なお、亡くなられた日の翌日から15日以内に手続してください。</p> <p>【必要な持ち物】 担当課へお問合せください。</p>
□		<p><b>児童扶養手当の届出等</b></p> <p>児童扶養手当の受給資格者（子の親等）が亡くなられた場合は、戸籍法の届出義務者が受給者死亡届出等の手続が必要です。また、対象のお子さまが亡くなられた場合は、受給資格者の届出が必要です。</p> <p>なお、亡くなられた日から14日以内に手続してください。</p> <p>【必要な持ち物】 担当課へお問合せください。</p>	<p>または各支所 (21ページ参照)</p>

区分	手続	主な手続と概要	担当課等
子どもおよび保護者	□	<p><b>ひとり親家庭等医療費助成の資格喪失</b></p> <p>ひとり親家庭等医療費助成の受給者（ひとり親家庭の子とその母または父）が亡くなられた場合は、資格喪失の手続が必要です。</p> <p>【必要な持ち物】</p> <p>□ひとり親家庭等医療費受給者証</p> <p>□本人確認書類（窓口に来られる方のもの）</p> <p>□印鑑（窓口に来られる方のもの）</p>	<p>市役所 2階 3番窓口 子育て支援課医療助成担当 (21-3181) または各支所 (21ページ参照)</p>
	□	<p><b>市税口座振替の手続（変更・廃止）</b></p> <p>亡くなられた方名義の口座から市税を振替納付している場合は、口座登録の変更または廃止の手続が必要です。</p> <p>※キャッシュカードのみで口座変更の手続ができる「ペイジー口座振替受付サービス」も行っております。取扱金融機関はお問合せください。（本庁・湯川支所・亀田支所）</p> <p>【必要な持ち物】</p> <p>□納税通知書</p> <p>□登録する金融機関の預金通帳と届出印</p> <p>□登録する金融機関のキャッシュカード（ペイジー口座振替受付サービスを利用の場合）</p>	<p>市役所 2階 6番窓口 税務室納税担当 (21-3234) または各支所 (21ページ参照)</p>
市税	□	<p><b>原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車の名義変更</b></p> <p>相続人以外の方が新所有者になる場合は、相続人からの譲渡証明書が必要です。</p> <p>【必要な持ち物】</p> <p>□標識交付証明書</p>	<p>市役所 2階 10番窓口 税務室市民税担当 (21-3207) または各支所 (21ページ参照)</p>
	□	<p><b>原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車の廃車</b></p> <p>納税義務者となっていた方の原動機付自転車・小型特殊自動車の廃車手続が必要です。</p> <p>【必要な持ち物】</p> <p>□ナンバープレート</p> <p>□標識交付証明書</p>	

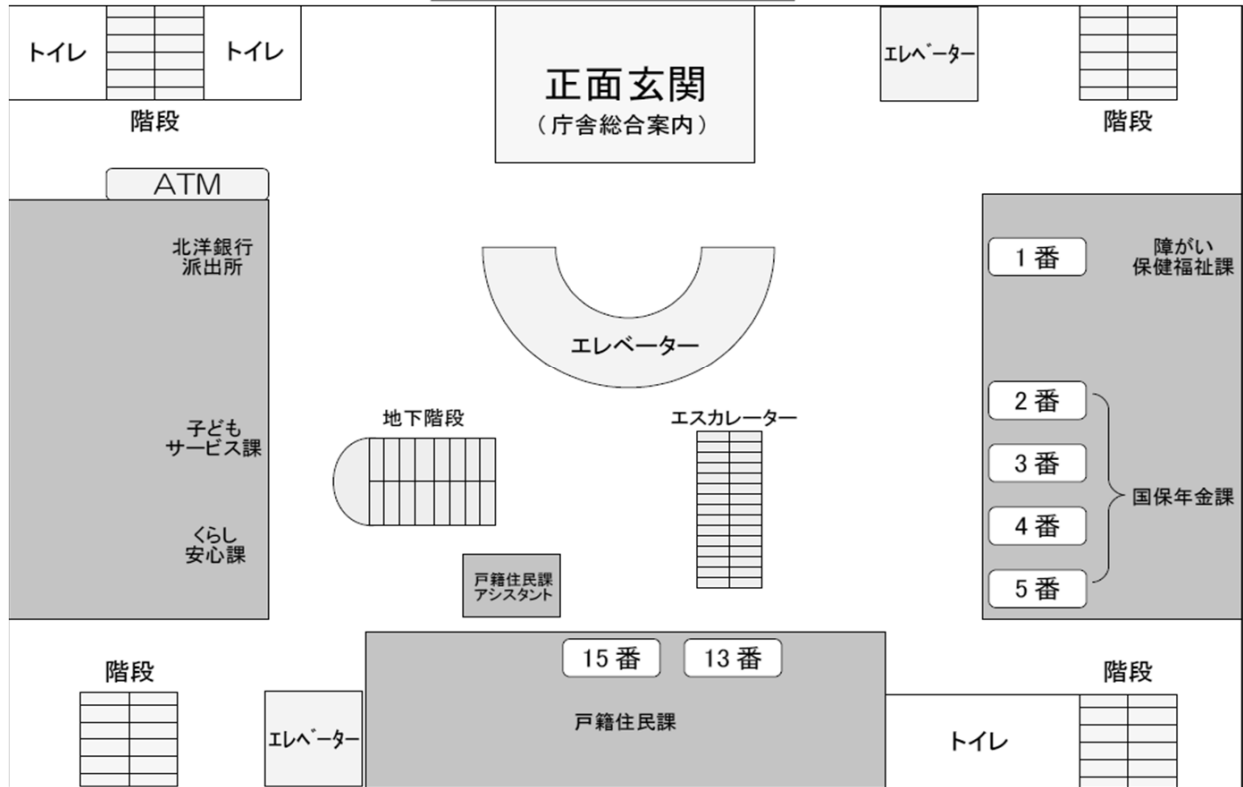
区分	手続	主な手続と概要	担当課等
相続	□	<p><b>相続等に関する専門家の相談（市民特別相談）</b></p> <p>専門の相談員による相談窓口（事前予約制）  ※専門家による助言であり、手続等については、相談者ご本人の対応となります。</p> <p>【必要な持ち物】  担当課へお問合せください。</p>	<p>市役所 1 階  くらし安心課市民相談担当  （ 2 1 - 3 1 3 6 ）</p>
空き家	□	<p><b>空き家に関する相談</b></p> <p>亡くなられた方が住んでいた家が空き家になってしまう場合、空き家が周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家を適切に管理する必要があります。空き家の管理でお困りごとがありましたらご相談ください。（相続、管理、売却、解体等）</p> <p>【必要な持ち物】  担当課へお問合せください。</p>	<p>市役所 3 階  都市整備課空家対策担当  （ 2 1 - 3 3 5 8 ）</p>
お墓	□	<p><b>お墓に関すること</b></p> <p>納骨する際は、お墓がある墓地・墓園の管理者へ埋火葬許可証を提出してください。また、市営墓地の名義変更等をする場合は、手続が必要です。  ※市営墓地以外の民間墓地（お寺等）の場合は、墓地の管理者へ直接お問合せください。  ※函館市東山墓園の場合は、函館市住宅都市施設公社でも手続が可能です。</p> <p>【必要な持ち物】  担当課へお問合せください。</p>	<p>市役所 4 階  公園河川管理課  （ 2 1 - 3 4 5 9 ）  または各支所産業建設課  （ 2 1 ページ参照）  函館市住宅都市施設公社  （ 3 0 - 3 1 2 3 ）</p>
上下水道	□	<p><b>水道の契約（水道料金および下水道使用料）に関すること</b></p> <p>亡くなられた方が契約者ご本人であった場合は、名義変更や使用中止等の手続が必要です。</p> <p>【必要な持ち物】  特にありません。電話で手続ができます。</p>	<p>水道お客さまセンター  （ 2 7 - 8 7 3 1 ）  または水道お客さまセンター東部営業所  （ 8 6 - 3 5 3 3 ）</p>

## 市役所以外での主な手続一覧

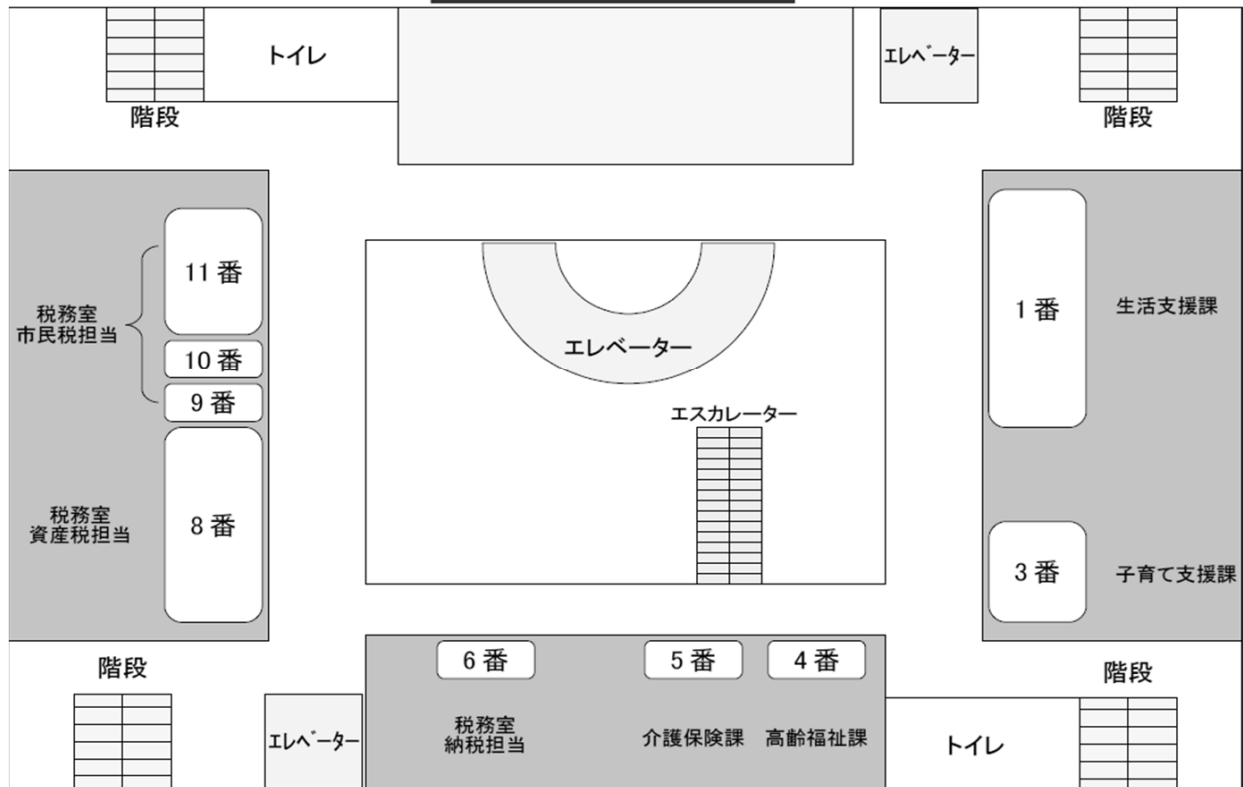
手続の種類	主な手続	問合せ先	電話番号
運転免許証	免許証の返納など	函館運転免許試験場	0138-46-2007
		函館中央警察署	0138-54-0110
		函館西警察署	0138-42-0110
軽自動車	名義変更・廃車など	軽自動車検査協会 函館事務所	050-3816-1764
普通自動車	名義変更・廃車など	北海道運輸局 函館運輸支局	050-5540-2002
	自動車税の減免に係る届出（障害者手帳保有で手続済みの方）	渡島総合振興局 納税課	0138-47-9452
バイク（125cc超）	名義変更・廃車など	北海道運輸局 函館運輸支局	050-5540-2002
国 税	相続税の手続	函館税務署	0138-31-3171
年 金	厚生年金に関する手続	函館年金事務所	0138-31-9086 （自動音声）
不動産登記	土地・家屋などの所有権の移転（相続）登記など	函館地方法務局	0138-23-7511
外国人住民の方	在留カード・特別永住者証明書の返納	札幌出入国在留管理局 函館出張所	0138-41-6922
市営住宅・道営住宅など	市営住宅・特定公共賃貸住宅・道営住宅の退去などの手続	一般財団法人 函館市住宅都市施設公社	0138-30-3126
交通系ICカード	記名式イカすニモカカードの解約	函館バス株式会社	0138-54-4471
		函館市企業局交通部	0138-32-1730
NHK受信料	名義変更・解約	NHKふれあいセンター	0570-077-077 （自動音声） 050-3786-5003
預貯金など	預貯金の相続など	各金融機関にお問合せください。	
生命保険	死亡保険金の請求など	各契約会社にお問合せください。	
固定電話・携帯電話	契約の解除など	各契約会社にお問合せください。	
電気・ガス料金など	名義変更・解約	各契約会社にお問合せください。	
インターネット	名義変更・解約	各契約会社にお問合せください。	
ケーブルテレビ	名義変更・解約	各契約会社にお問合せください。	

# 本庁舎案内図（1階・2階）

## 1階フロア案内図



## 2階フロア案内図



## 各課のお問合せ先

(各担当の主な電話番号となります。詳細については各担当のページをご覧ください。)

### 本庁舎 1 階窓口

障がい保健福祉課		
1 番窓口	公費医療等担当	☎ 0138-21-3264
1 番窓口	相談支援・精神保健担当	☎ 0138-21-3302
国保年金課		
2 番窓口	年金担当	☎ 0138-21-3159
3 番窓口	高齢者医療担当	☎ 0138-21-3184
4 番窓口	資格担当	☎ 0138-21-3150
4 番窓口	給付担当	☎ 0138-21-3145
5 番窓口	収納担当	☎ 0138-21-3154
戸籍住民課		
1 3 番窓口	証明担当 (マイナンバー)	☎ 0138-21-3745
1 5 番窓口	証明担当 (住民票・戸籍謄本)	☎ 0138-21-3168
くらし安心課		
	市民相談担当	☎ 0138-21-3136
子どもサービス課		
	認定・入退所担当	☎ 0138-21-3270

### 本庁舎 2 階窓口

子育て支援課		
3 番窓口	母子児童担当	☎ 0138-21-3267
3 番窓口	医療助成担当	☎ 0138-21-3181
高齢福祉課		
4 番窓口	高齢者・介護総合相談窓口	☎ 0138-21-3025
介護保険課		
5 番窓口	介護サービス担当	☎ 0138-21-3023
5 番窓口	介護保険料担当	☎ 0138-21-3033
税務室		
6 番窓口	納税担当	☎ 0138-21-3234
1 0 番窓口	市民税担当	☎ 0138-21-3207

### 本庁舎 3 階

都市整備課	空家対策担当	☎ 0138-21-3358
-------	--------	----------------

### 本庁舎 4 階

公園河川管理課 (お墓に関すること)		☎ 0138-21-3459
--------------------	--	----------------

## 各支所

<b>湯川支所</b> （函館市湯川町2丁目40番13号）	
管理担当（市税に関すること）	☎ 0138-57-6161
民生担当 （国民健康保険，国民年金，後期高齢者医療制度，子ども医療費助成等）	☎ 0138-57-6163
戸籍住民担当 （住民票，戸籍謄本，マイナンバーカード等）	☎ 0138-57-6162
湯川福祉課 （介護保険，高齢者福祉，障がい者福祉，児童手当等）	☎ 0138-57-6170
<b>銭亀沢支所</b> （函館市銭亀町124番地）	
管理担当（市税に関すること）	☎ 0138-58-2111
住民担当（住民票，戸籍謄本，介護保険，高齢者福祉等）	☎ 0138-58-2111
<b>亀田支所</b> （函館市美原1丁目26番8号）	
管理担当（市税に関すること）	☎ 0138-45-5581
民生担当 （国民健康保険，国民年金，後期高齢者医療制度，子ども医療費助成等）	☎ 0138-45-5582
戸籍住民担当 （住民票，戸籍謄本，マイナンバーカード等）	☎ 0138-45-5583
亀田福祉課 （介護保険，高齢者福祉，障がい者福祉，児童手当等）	☎ 0138-45-5481
<b>戸井支所</b> （函館市館町3番地1）	
市民福祉課（市税，住民票，国保，介護保険，児童手当等）	☎ 0138-82-2112
産業建設課（お墓）	☎ 0138-82-2115
<b>恵山支所</b> （函館市日ノ浜町127番地）	
市民福祉課（市税，住民票，国保，介護保険，児童手当等）	☎ 0138-85-2335
産業建設課（お墓）	☎ 0138-85-2336
<b>椴法華支所</b> （函館市新浜町156番地1）	
市民福祉課（市税，住民票，国保，介護保険，児童手当等）	☎ 0138-86-2111
産業建設課（お墓）	
<b>南茅部支所</b> （函館市川汲町1520番地）	
市民福祉課（市税，住民票，国保，介護保険，児童手当等）	☎ 0138-25-6045
産業建設課（お墓）	☎ 0138-25-5118

## 総合保健センター1階（函館市五稜郭町23番1号）

母子保健課	☎ 0138-32-1533
-------	----------------

# 住民票，戸籍謄本等の請求について

## 亡くなられた方の住民票（除票）の請求

### ○請求できる方

- ・亡くなられた方と利害関係にあり，自己の権利行使や義務履行のために必要な方
- ・官公庁への提出が必要な方

（例）相続手続のため，死亡保険金受取のため

※上記に該当する方から依頼された代理人による請求の場合は，委任状が必要です。

※亡くなられた方との関係や請求理由が確認できる資料を持参してください。

（例）相続手続のため → 戸籍謄本等の戸籍証明

死亡保険金受取のため → 請求者が受取人として記載された保険証書

※亡くなられた方と同一世帯であっても，利害関係等でなければ請求することはできません。

### ○窓口に来られる方の本人確認

- ・マイナンバーカード，運転免許証，パスポート，健康保険被保険者証等の中から1点を持参してください。

## 亡くなられた方の戸籍謄本等の請求

### ○請求できる方

- ・配偶者または子，父母等直系の方
- ・その他，戸籍謄本を請求する正当な理由のある方

※上記に該当する方から依頼された代理人による請求の場合は，委任状が必要です。

### ○窓口に来られる方の本人確認

- ・マイナンバーカード，運転免許証，パスポート等顔写真付きの書類の中から1点，または，健康保険被保険者証，介護保険被保険者証，基礎年金番号通知書等の書類の中から2点を持参してください。

memo